

拾遺愚草古注(上)

石川常彦校注

拾遺愚草古注(上)

中世の文学
三弥井書店刊

拾遺愚草古注(上)

中世の文学
第一期第十四配本

定価 六五〇〇円

昭和五十八年三月十八日 初版第一刷発行

◎校注者 石川常彦

発行者、吉田栄治

製版所 第二製版

東京都港区三田三二一六

発行所 株式会社 三弥井書店

電話東京〇三四五一一九五四〇
振替口座 東京九一二二二五番

解説

これまでに管見に入った拾遺愚草歌の古注と称すべきものの中、集としての拾遺愚草を前提とし或る程度のまとまった量を持っているものに次ぎのようなものがある。

一、「常縁口伝和歌」(「拾遺愚草五十八首注」などとも)

「五十八首注」……A類注

二、「拾遺愚草抄出聞書」(正・続二篇から成る)

……B類注

三、「拾遺愚草抄出聞書」

……C類注

四、「拾遺愚草抄出聞書」(四季・恋・雑に部類する)

……D類注

五、「拾遺愚草抄出聞書」(「拾遺愚草摘抄」などとも)

「摘抄」……E類注

六、「拾遺愚草不審」

「不審」

七、「拾遺愚草俟後抄」

「俟後抄」

これら以外、「藤川百首」の諸注も、「御所本拾遺愚草」のように「藤川百首」を「拾遺愚草」の中に含めるとすれば、広く愚草注の中に入れるべきかもしれないが、愚草本来の部分に拘らないから今は除く。

当巻には、これらの中から一・三・六の三種を、専ら便宜に基づいて収める。以下それぞれに解説を加える。

A 類 注

一 名 称

諸本の項に記すように、伝本によって「拾遺愚草聞書」「常縁口伝和歌」「拾遺愚草五十八首注」「拾遺愚草秘伝抄」以下諸種の名称があり、それぞれの命名の理由は推察されるものの、添付の書状が示すように本来の名称があるべくもなく、すべて後人の便宜による命名と考えられる。その成立・伝来の状況からは「常縁口伝和歌」の名称が最もよく該当するが、他の拾遺愚草注との区別が紛らわしい。以下当本では専ら他愚草注との区別という便宜に従って「A類注」また「五十八首注」として扱う。

二 諸 本

管見に入った諸本を略記すると以下のようである。

1 書陵部A本（以下「宮書A」と略す） ◎宮内庁書陵部蔵（F4・17）。◎一五、〇×二二、五（縦糧×横糧、以下同方法で表示する）の横本、仮綴、写一冊。全紙裏打。◎外題は、仮綴じ素表紙左肩に本文同筆でうちつけに「常縁口伝和歌」とあり、表裏に遊紙各一。◎本文墨付二八丁、一面一〇行。◎書写奥書はないが江戸初期までの写か。◎常縁花押二か所の模写はぎこちなく外枠を写した後に中を塗りつぶしたもので「大方スキウツシ置（物）也」と注記するところからも、全文を透写またはそれに近い厳正な態度で書写したと思われる、結果として本文は諸本中で最も正確。◎表書きの部・書状部・注文の部をこの順で完全に揃え、原態の書状仕立て（岐阜本以下の伝承奥書に「此拾遺愚草之巻物者」とある）を推測させる唯一のもの。ただし、綴じ代部分の状態から、この本自体が卷子仕立てのものを冊子に仕立て替えたものでないことは確実。◎なお、書陵部典籍解題続文学部二二二頁以下参照。

2 高松宮本

原本未見。但し、資料館写真によれば1本の写しであろう。外題「常縁口伝和歌」。(C—三六一)

3 東北大A本(以下「北A」とも略す)

◎東北大学狩野文庫蔵(狩、第四門、10382・1) ◎二七・八×二〇・

八、袋綴、写一冊。◎綴じ直しの外装表紙左肩に子持ち野杵印刷紙にタイプ活字で「常縁和歌口伝」、次紙が表紙で、同じく左肩に題簽紙を貼って本文と別筆で「常縁和歌口伝 全」、次ぎが本来の仮綴様素表紙にあたると思われ、これには左肩にうちつけに本文同筆(と見える)で「常縁口伝和歌 全」とある。また、本文第一丁天に「渡辺文庫」の船型印がある。◎遊紙なく、次紙から本文、本文一八丁、一面一〇行、全紙裏打。◎書写奥書は本文と同一筆で「寛文三年正月十四日 茅山人」とあり、書写年次記載のものでは最古。◎書名、表書き部・書狀部・注文部の構成、位署の表記などは1に酷似するが、本文はかなり誤写が目立つ。

4 東北大B本(以下「北B」とも略す)

◎東北大学図書館蔵(J・B・1・2・3・24) ◎二七・三×一九・五、

仮綴、写一冊。◎素表紙で、もと、外題はないが、現蔵者の整理の時貼られたと思われる子持ち野杵印刷紙に、本文とは別筆で「拾遺愚草」とある。◎遊紙なくすぐ本文。印は東北大のもののみ。本文一面一〇行、一五丁ウまでA類注、すぐ「宗祇水改白雲水」および「人麿伝記」の記載があり、「白雲水」末と「伝記」末に「元禄十七歳：成田椋梨(富士丸)陰山一雪」の書写奥書が本文同筆で記してある。◎本文は3よりも誤脱が少なくて1に近い。また、諸本相互の共通異文の点では3に最も近い。全体として1〜4は近い関係とみられる。

5 刈谷本

◎刈谷図書館村上文庫蔵(6203・15) ◎袋綴、写一冊。◎外題「蓬廬雜鈔常縁相伝書第十八番歌合」(蓬廬雜鈔第十五冊)、内題「東下野守より宗祇へ相伝之書」。◎相当本文一六丁(「十八番歌合」と合綴)。◎本内容に関する伝承奥書等なし。

6 祐徳本

◎祐徳稲荷中川文庫蔵(3・655・1・69) ◎一四・五×一八・五、横小本・袋綴・写一冊。◎外題「宗

祇江常縁よりの消息并定家卿五十八首註解」◎虫かなり入。◎奥「右之一巻東野州一札并拾遺愚草之内五十八首之注尺なり求或証本全書写これをもてあそふのあまりに座右にをく一朝城をりへのつかさとかいふ人來訪の事有て披見ありうつさるへき懇望也雖為祕抄道にふけるこゝろさしやふりかたくてこれをかしあたふ少時ありてうつ

してをくり見せらるはしつかたはみつから筆をそめ中は命右筆之者末は子息信茂書写^{云々}又紙の□にある□冒趣を可書加由□□いなひかたき事なれば□由来をしるし侍り悪筆かた／＼可□禁外見者也 幽斉 玄旨花押」「右の一卷城厚茂所持之也享保三年□八月四日於彼亭謹書写之記 長□□」があり、幽斉を経由していると知れる。

7 九大本 ◎九州大学図書館蔵(674・3・29) ◎二七・四×一九・四、袋綴・写一冊。◎外題、題簽紙剥落、内題なし。現整理書名「拾遺愚草五十八首注」、整理時に墨付第一丁本文などによって仮称されたものか。◎墨付一六丁、一面一行、和歌一行書き、全文一筆、近世初の写か。「貴尾州所蔵」「音無文庫」の捺押。◎奥なし。◎本文は8の彰考館本に校合の打它本に近似。

8 彰考館本(以下「彰考」と略す) ◎水戸彰考館蔵(已八)。二八・五×二〇・二、袋綴、写一冊。◎外題は、綴じ直しと思われる厚手渋紙の表紙左肩に子持野杵印刷の題簽紙を貼り、本文と別筆で「拾遺愚草」。◎扉一丁

遊紙、本文墨付一六丁一面一行。◎奥書「天和王戌之年以人見友仙所蔵本写」とあり、さらに別筆・朱書で小さく「拾遺愚草以打它氏本校合書了」と書き加えられている。書写年次記載のものでは3に次いで古く、「打它本」で加えられた校合本文はかなり正確。◎注文の部を先に記し、表書き部を持たぬ書状部をそれに続けて記しているが、打它本による校合文は、注文部末尾の常縁の伝受奥書の途中に「打它本これまで」と記し、それに続く書状部には再び打它本による校合がなされているから、注文部先記・書状部後記という表記順の友仙本に逆順の打它本による校合が加えられたとみられる。次記9の神宮本も友仙本と同じ構成であって、友仙本や神宮本のような構成のものが江戸初期までには成立していたとみられる。◎なお、人見友仙の名を系譜類に見出さないが、水戸藩・国学者というところから人見卜幽の縁者であらう。また、打它氏は、時代・人見氏との関係などからも打它光輝またはその縁者であらう。

9 神宮本 ◎神宮文庫蔵(葦1207・1) 奉納本。◎二〇・七×一六・〇、列帖、写一冊。◎外題は表紙左肩にじかに「拾遺愚草聞書」とあり、扉一丁・末尾二丁遊紙。◎本文墨付三五丁、一面七行、かなりの速筆で、必ずしも厳正な書写態度とはいえないが、まずまずの写しである。◎奥書は「天明四年……」の例の林崎文庫の奉納本の

押印があるだけであるが、紙質・書体などから江戸初期までの写と思われる、寓目した諸本の中では最も古態の本である。◎8で記したように、友仙本と同じ構成であるが、注文部において、加注歌・注文ともに三分欠脱し、残る五四首の掲載順にも乱れがあり、さらに末尾の常縁伝受奥書もない錯簡本である。本文は校合された打它本に最も近い。

10 久保田氏本 ◎久保田淳氏蔵。二七・七×一九・九、袋綴、写一冊。◎外題、表紙左肩うちつけに「拾遺愚草口伝 全」、内題「拾遺愚草内」。◎墨付一五丁、一面一二行、歌一行書き、全文一筆、近世写。◎注文部前出。◎奥なし。

11 岐阜本 ◎岐阜県立図書館蔵(911・3)◎二七・三×一九・六、袋綴、写一冊。◎表紙は藍無地の檀紙を後補したもので、左肩に貼紙して「拾遺愚草秘伝抄」とある。おそらく、もと仮綴、素表紙であったものに外装を後補し、素表裏紙を外装表裏紙に糊付けしたものであるが、素表紙左肩に書かれた「拾遺愚草秘伝抄」の文字がそのまま透かして読め、その字は本文と同筆のように見える。そして、本文が紙・筆ともに江戸も初期以後と思われるのに、後補表紙に貼られた題簽紙は金箔打紙で、その汚損の状態やそこに書かれた字体も聊か古態。ともあれ、A類注が江戸初期ごろには「拾遺愚草秘伝抄」という名称も持っていたことは認めてよからうと思われる。

◎本文墨付二六丁、一面十行。◎宮書A本の持つ上書き部(ただし「も」印はない)書状部・注文部をその順で持ち、常縁花押は書状部末一箇所、末尾に「此拾遺愚草之巻物者平常縁宗祇¹²伝授之抄物也即宗祇¹²被譲与以正筆透写留置也文字墨之統所細字以下雖一字無正本違所是可为末代歌道之重宝者也穴賢可禁他見者歟(次記12の宮書B本は同文、板本はすべて以下の相異がある、1右・2受・3則・4臨・5筆)」の伝承奥書があるが書写奥書は全くない。この奥書の有無によって1~10本とは別系としなければならないが、本文は、右掲の伝承奥書を持つ以下の諸本の中で最も誤脱の少ない善本である。

12 書陵部B本(以下「宮書B」と略す) ◎宮内庁書陵部蔵。「先代御便覧¹⁴」(165・1113)の中に藤原輝光が書写した歌書の中の一つとして合綴されているもの。したがって当部のための外題も内題もなく、表紙に次いで白

紙二丁を遊ばせてすぐ書き始められており、末は白紙一面を隔ててすぐ輝光写の「隆源口伝」「御鳥羽院御消息」などが続く。三丁表（墨付第一丁）の天に細く押紙して別筆で「宗祇禪師 貴報 他全」とあるが、これは書状部の宛書きであり、無題本とすべきであろう。◎二二・六×一六・八、袋綴、写一冊。◎本文墨付一二丁、一面一六行。◎上書部・書状部・注文部の構成および内容は、奥書の「此拾遺愚草……」に至るまで岐阜本と同様であり、書状部末尾の宛名の欠脱と（これは押紙の部分に抜いたためか）注文中に錯簡があるだけの全く同系本である。◎ただ、この本は書写奥として「東野州和歌秘訣一冊以風早黄門^{実隆卿}之本令書写者也 元禄十四年五月十三日 頭左中弁 藤」の記載と輝光の方印が朱で押してあり、その形式は後続の「隆源口伝」などの場合と共通している。さらに輝光は平松家の本をも後に見たらしく、「平松家本表紙裏」^ニとして宗祇系譜を続いて記している。このように書写年次・伝来ともに明かであるが、本文に錯簡があるのに較べて、岐阜本はより正確な本文であり、岐阜本は11以下の中心と考えたい。いずれにせよ11と12はきわめて近い関係の同系本とみられる。◎なお、公卿補任によれば輝光は元禄十四年に正四^ノ蔵人頭、左中弁、三三才、実種は従二、前権中納言、七〇才。13板本A ◎大阪府立図書館蔵（224・2）など。◎二二・三×一六・一、袋綴、刊一冊。◎外題は表紙左肩に貼紙して「東野州拾唾 全」。◎本文二〇丁、一面書状部八行、注文部二一行。◎奥書は6と同じ伝承奥書の他、末尾に「元禄六^酉孟春吉辰 水田甚左衛門開板」の刊記がある。◎三丁ウ、六丁オ、一三丁オの三箇所それぞれ当該の歌の内容に相当する挿絵が一面を使っている。◎1〜12の写本の中では岐阜本系に最も近似するが、表書き部のないこと、本文や奥書の中に写本にない独自の異字を持つこと、また「」で記すように拾遺愚草を随意参看しているとみられることなどから、直接には岐阜本系を中心としながらも解釈の入った本文と考えざるをえない。◎天理図書館に「拾遺愚草抄書聞書（911・2・58）刊一」と表示されるものは、題簽紙の剥落から、内容によって類推して付された表示で、全く同一板本。但し、表裏紙紙質別。◎岡山大学池田文庫に「拾遺愚草注（P. 911・87）」とする本は外題「後鳥羽院百首^开 宗祇集 全」とするが、板本刊記もすべて書写し、「元禄八^{乙亥}歳仲春三日於江府三河町旅店写之」の書写奥をも持つ板本の写し。但し、書名不詳。少なくとも「拾唾」の元禄

六刊は信じられる。◎なお、神宮文庫林崎文庫の奉納本の中に「東野州拾唾 完」(三・266)とする写本一冊がある。これは板本と較べて加注歌本文に一箇所、注文所引の漢詩付訓に三箇所を表記が板本より正しく、しかも、一面の行数・行間・字配りはもちろん字体に至るまで同様であり、兩本各丁を重ね合わせるとほぼ一致するところから、絵三面を脱しただけで、版下の前提となったものかとも疑われる。右掲伝承奥書あり、書写奥書なし。

14板本B 静嘉堂文庫蔵松井本(521・22)・谷山茂博士蔵など。◎二二・三×一六・一、袋綴、刊一冊。◎外題、表紙中央に貼紙して「^{家定}拾遺秘伝抄 全」。刊記は「元禄十四年^{辛巳}夷則吉辰 安靜軒開板」。丁付は13の「拾唾」が一・二・三……とあるところを一・一・三……とあり、しかも「一」に手を加えた跡がある。そして「拾唾」の綴が正順であるのに対して「秘伝抄」は共通して第一・二丁が乱丁。これら以外は付訓に至るまで同様であり、外題と刊記のみを改めた同一板とみられる。◎静嘉堂本と谷山本とは表裏紙の地色・紙質が別で、これも「拾唾」と同じく何回か刷られたものであらう。

以上、とりあえず管見に入つたものを記したが、板本の状況からみても未見のものが多数あることであらう。

三 構成および諸本系統

当注の内容構成を大別し、それらに対する諸本の表記、また奥書のありようをも含めて検討し、諸本の系統分類を考えてみたい。尤も、当注の具体的内容は常縁・宗祇の間において既に所与の固定したものであるから、生成の本源に拘るような本質的な系統分類は初めから期待できない。従つて現象的な結果の整理に留まるが、以下に傾向を略述する。なお、記述の便宜に従つて高松宮本・祐徳本は1〜7中の他の伝本に含まれると見られるところから略し、板本は13の大府図本に代表させる。

さて、当注は、伝承・書写奥書を除けば、表書き部・書状部・注文部(宛書きを含める)の三部から成り立つ。表書き部の最初の部分は、宮書Aに「も」(封の印か)の記入があること、「宗祇禅師 貴報」の字句が書状部宛書きに照応することからいって、書状部の(注文部は「別紙」として含めない)包紙または表書きと認められよう。したが

つて「も」から「貴報」までを持つ宮書A本は書状の形式をも推測させうる唯一のもので、最も丁寧な書写といえよう。

次ぎの書状部は折から旅先にいた宗祇からの書信に対する返札で、まず、質問の解答は別紙に記したこと、同じ別紙の「五十八首注」の取り扱いについての注意を記した後、三か条の謝辞・呈辞を列挙したものである。

五十八首注の伝受については、「条々尋承候事別紙」しるし進入候同拾遺愚草五十八首は師説口伝のみに候間書あらはし候事いかゝ存候へ共任貴命候（宮書A）」とあるところから、「同」は「別紙」であり、返答の「別紙」と並挙されうる形態で、書状からは独立した一まとまりのものとして扱われているとみられる。そして、この記し方は二種の別紙が同時またはそういう扱いをしても良い短い期間に宗祇に贈られ、それを包括するものとしてこの書状部があるとみられるから、宗祇の「貴命」によって常縁が「師説口伝」を文章化したえた日付が「文明十四年十一月十六日」であって、その他に記された「別紙の返答」と共に、この書状に包括されて常縁の手を離れたのが「極月十八日」とみるのが隔当であらう。[※]

※この書信の往復については伊地知氏「宗祇」、井本氏「宗祇論」、書陵部典籍解題、井上氏「中世歌壇史の研究」、室町前期篇」などすべて「十一月」と「極月」との二回發送説。さらに、伊地知氏は、この文ならば「極月」は文明十四年のそれと思われるかとされつつも、文明十四年冬の宗祇の行動が書状中の「御旅所」に適合しないところから「文明十五年」の「極月」、第三次東国旅行中かとされた（同書）。全くその通りであるが、右掲の書状文はやはり素直に読めば前記のようになるのではあるまいか。文明十四年冬に、短期間の京都近国滞在が宗祇にあったか、想像にすぎないが考えられないであらうか。

続いて、黄門（定家か）の色紙一枚および綿子三把を贈られたことへの謝辞、自筆秘蔵の後撰集・拾遺集を贈与する辞を三か条に記しているが、宮書A本（高松宮本）と東北大B本・刈谷本が三箇条で、他本はすべて第三条文中の「一機前存寄比興／＼」を第四条として立てている（久保田氏は「一黄門……」の「一」が落ちてゐるが、実質は四箇条）。その直前の文は贈与の秘蔵本を形見として尊重されたい旨を述べて「……御覧あるへく候」で終る文、直

後は「かきすてゝはかなき跡のもしは草たか袖にかは浪はかゝらむ」の自詠一首を記し「本の奥にかき付度候へ共（以上引用は宮書A）」と続く文で、「一機前」の文意を理解しかねるが、少なくとも、自詠は愛惜する秘蔵本の向後を謂うものであらうし、「本の奥」は贈与の「拾遺後撰」をさすものであらうから別条を立てるのは不都合であらう。以前に「一……」が三か条あり、直前が「……候」で終るのに引かれた誤読とすべきであらう。

書状部末尾の花押は書信の署名であるからぜひありたいものである。宮書B本に「宗祇禪師 貴報」がないのは前述のように、冒頭部への抽出に基づく錯誤であらう。

注文部については、「五十八首」と常縁自身が二回も記している（書状部と注文部伝受奥書と）にもかかわらず、加注歌が五七首しかないことがまず注意される。寓目した諸本はすべて五七首しかないし、以下に記すように、A類注五分類のどの系統においても、一行の字数・一面の行数・丁移りなどすべて自然で正常であり、もう一首分の加注歌・注文が挿入できる余地が見出せない。また、善本である岐阜本の祖本は、文字通り「透写……雖一字無正本違所」であつたらうし、書状仕立てを推測させる唯一のものである宮書A本は、裏打ちしてあるものの、綴じ代の部分に継ぎ紙の跡は全く見られず、卷子本から冊子本への仕立替え、または転写の際の脱落も考えにくい。一方、前記のように、これが一まとまりの「師説口伝」であれば、所与のものとしての「五十八首」が常縁の関与する伝受の過程内で一首分欠脱することも考えにくい。以上のことから導かれる推測は、突鼻なようではあるが、常縁の手を離れた後、書状卷子仕立てであつた早い時期に、何者かが故意に一首を切り出したのではあるまいかということである。そして、それは早ければ宗祇にも擬すことができるはずである。もしそうであれば、A類注五七首は全部B類注正篇に含まれ、両類の注文にも相関性が見られるから、その一首はB類注正篇の中に含まれるとみられる（四で部分的に触れるが、常縁以後に流布したのはA類注以外ではD・E類注であり、自讃歌注や新古今関係古注類への影響もD・E類が強いと見られる）。切り出しを故意とするならば、その理由はたとえば新古今入集歌などの秘歌注文のようなものと考えられ、[※]そうすれば今後、A類注の別系写本が発見されても五八首目の発見は期待できまい。

※あまり意味はないが、新古今入集の秘歌的なものとすれば、B類注正篇の加注歌で、新古今入集歌であつてA類

注に含まれないのは(一〇八〇)・(一〇八二)・(二一七八)・(二四二九)の四首であり、いずれもC・D類注にも含まれる。(一〇八二)・(二一七八)はそれほど注を要する歌でもなく、事実、注文も語釈しかされていないから除外してよいとすれば、残る二首が対象となろう。両首とも「珍重」「秀歌」と評される詳しい注文を持ち、そのような取り扱いを受けるにふさわしい。(ここで記した数字は赤羽淑氏編藤原定家全歌集本文篇の一連番号に拠るもので、以下、拾遺愚草歌を番号で示すときはすべてこれに拠る)

加注歌の掲載順は9・12本を除き共通で、それを拾遺愚草番号で示しておく。(漢数字はA類注での掲載順番号、

()内は拾遺愚草番号)

一(四〇七) 二(四二四) 三(四八三) 四(四七三) 五(四九七) 六(五〇六) 七(七二一) 八(七二六) 九(七二七) 一〇(七四六) 一一(七四九) 一二(七六〇) 一三(七六四) 一四(七六六) 一五(八〇四) 一六(八四二) 一七(八五六) 一八(八五八) 一九(八七八) 二〇(八九八) 二一(九二四) 二二(九九一) 二三(一〇三四) 二四(一一六六) 二五(一二二五) 二六(一二四三) 二七(一二五四) 二八(一二七七) 二九(一三〇一) 三〇(一四五〇) 以上巻上 三一(一五八六) 三二(一六四四) 三三(一六八七) 三四(一九一一) 三五(一九一六) 三六(一九二三) 三七(一九四五) 三八(一九四九) 以上巻中 三九(二〇五三) 四〇(二〇五四) 四一(二一一三) 四二(二二七四) 四三(二二〇六) 四四(二三五二) 四五(二四二〇) 四六(二五四九) 四七(二七三三) 四八(二七三四) 四九(二七三五) 五〇(二七三六) 五一(二七三七) 五二(二七三八) 五三(二七三九) 五四(二七四〇) 五五(二七四一) 五六(二七四二) 五七(二七八五) 以上巻下

いうまでもなく、拾遺愚草からその記載順に従って抄出されており、最も単純な配列である。順不同は三番歌と四番歌の二か所だけで、共に早卒露胆百首中のものであるが、二番夏・三番雜・四番恋・五番雜でもあって逆順であることは確実である。ただ、A類注諸本はすべてこの逆順であるが、B類注正篇では正順であるところから、書写の間に生じた誤りではなく、常縁まで遡る誤りであろう。神宮本は四七・五三・五四の三首分の加注歌・注文が欠脱してお

部 文 注				書状部・注文部の順	部 状 書			
拾遺愚草内 五十七首加注歌・題 注文 右口伝の歌……あなかしこ 文明十四年十一月十六日 平常縁花押 宗祇老 進之候					条々尋承候事別紙に…… 一、黄門色紙一枚…… 一、綿子三把…… 一、拾遺後撰……一機前 ……穴賢々々 極月十八日 下野守 宗祇禪師 貴報 常縁花押			
進之候	花押形	あなかしこ	数お よび 順		六字	花押形	三字	三条 か四 か条
あり	花押形	一回	完	正	あり	花押形	なし	三
あり	花押形	一回	完	正	あり	花押形	なし	四
あり	なし	一回	完	正	あり	判	なし	三
あり	なし	二回	完	正	あり	花押形	なし	三
あり	判	一回	完	正	あり	判	なし	四
あり	判	二回	完	逆	あり	なし	あり	四
欠文	欠文	欠文	不整完	逆	あり	在判	あり	四
あり	なし	一回	完	逆	あり	花押形	なし	(四)
なし	なし	二回	完	正	あり	花押形	なし	四
なし	なし	二回	不整	正	なし	花押形	なし	四
なし	なし	二回	完	正	あり	花押形	あり	四

奥書部	「此拾遺愚草之巻物者……可禁他 見者歟」 〔諸本〕11に記す）	有無	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	あり	あり
-----	---------------------------------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

即ち、最も原態に近い宮書A本とそれに近い東北大A・B本の系統（Ⅱ甲イ）、それから表書部を脱した刈谷本・九大本の系統（Ⅱ甲ロ）、書狀部より注文部を前出して表書部を持たぬ彰考館・神宮・久保田氏本の系統（Ⅱ乙）、表書部を持ち、さらに板本の前提となる伝承奥書を持つ岐阜・宮書B本の系統（Ⅱ丙）、それに板本（Ⅱ丁）となる。また、板本は基本的には丙の系統を承けつつも、次ぎに記すように彰考本以下との類似の可能性もあり単一写本を版下にしていない可能性がある。

なお、本文中の細部にわたる異語・脱文などは、注釈文であるところからあまり意味がなく、結果としてみても伝本系統を考えるのにあまり有効と思えないので、すべて省略し、次ぎの点のみ記しておく。

表Ⅱ

歌番号	拾遺愚草		A 類 注	
	写	本	板	本
六 題	ナシ（但、春廿首の中）	春		残雪
一三 題	ナシ（但、獸十首の中）	ナシ又は同（承前なら鳥※）		獸十首内
一四 題	ナシ（但、獸十首の中）	ナシ又は同（承前なら鳥※）		ナシ
一七 題	恋	ナシ （承前なら残菊）		祈恋

これらは板本の独自異文であるが、六は注文に「残雪執心あさからぬ」とあるように、歌内容が残雪であるところから、当類注他本とは別に解釈が加わったものであろうか。一三・一四に関して、彰考館本・九大本は一三「獸十首

之内」・一四「同」で、愚草・板本と同じ正しい表示を持つ。しかし、両本ともに一七では表示なしで錯誤を生じる。彰考・九大本等が愚草に検したとは考えにくいから、板本は独自に愚草を参照した可能性がある。そこで歌本文についてみると、六番歌「消てもおしき（A類注他写本は「おなし」）・一二番歌「ならひなる（ある）」は板本のみが愚草本文と一致する歌本文を持つが、八番歌「みなれぬる（つる）」・「かきる（かきり）」・「一二番歌「あはれにみける（みゆる）」以下愚草本文が板本を含めたA類注のどの本とも異なる歌本文を持つものも又ある。とすれば、板本は愚草をも参照しながら独自の解釈判断の加わった本文と理解すべきであらう。

四 注文内容

(1) 加注歌

ここで注を付された五八首（五七首）は、構成の項で触れたように、拾遺愚草の上・中・下からその記載順に抄出されたものであるが、その抄出基準ともいふべきものを簡単に見出だすことができない。

まず、五八という数についても、定数・月次・歌仙など歌に関係のあるどのような数からも無縁のように思われる。拾遺愚草との関係では、卷上三〇首・卷中八首・卷下一九首（員外雑歌なし）と取られており、全体としては、員外歌が対象とされていないこと、卷上の百首歌に重点が置かれていること、卷下の部類歌に比較的多くの注意が向けられていることなどが指摘される。部類別にすると春九・夏七・秋三・冬五・恋一〇・雑二三で、四季の比率が勅撰集の配分に一致しないところから、部類的意識はなかったと思われる。また、雑が多量なこと、二三首の内の一一首が法花經十如是題による連作を含む釈教歌で、九首が居所（あがた・あかしのむまや）・木（まき）・鳥（つばくらめ）・獸（卯・猿）など日常身のいわば類題の素材を所与の題としていることなどが指摘される。

勅撰集に入集するのは、一七・三三番歌（新古今）・四・五六番歌（統拾）・一一・四五番歌（玉葉）・五〇番歌（統千）・一九番歌（風雅）の八首にすぎず、いわゆる秀歌選にとられるものも一七番歌（自讃歌・定家八代抄）・三三番歌（新三十六人撰）と、新古今に入集するものが重複するだけである。